

三障第447号
令和4年7月6日

三田市議会議長
北本節代様

三田市長 森 哲 男



「議会報告会」における要望事項について（回答）

令和4年6月15日付け三議第98号で要望のありました標記のことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1 要望①

「三田市障害者等理解啓発事業にかかる意思疎通支援者派遣事業補助金制度」における補助率1/2、上限3万円の範囲で、補助対象事業についての要件である「当該事業の開催が広く市民に周知されている」を見直し、聴覚障害者団体主催の学習会等も適用すること

この「三田市障害者等理解啓発事業にかかる意思疎通支援者派遣事業補助金」は、障害者又はその家族で構成する団体が、障害及び障害者に対する理解を促進する啓発事業を実施するに際し、手話通訳者又は要約筆記者など意思疎通支援者の派遣を受けるために必要な経費の一部を補助するものです。

啓発事業への補助であることから、補助対象要件の一つに「事業の開催について広く市民に周知されていること」としており、事業の規模を問わず、様々な啓発事業の実施を促していくことは、障害及び障害者に対する理解促進だけでなく、障害のある人となない人が交流する場の創出や障害を理由とする差別の解消にも繋がるものと考えているところです。

また、市では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、聴覚障害者等に対して合理的配慮を提供するため、意思疎通支援者を必要とする団体等への派遣及び費用負担について、「三田市意思疎通支援者団体派遣事業実施要綱」を定めています。

要望にあります聴覚障害者団体主催の学習会等への適用については、聴覚障害者への情報保障の観点から、上記2つの支援制度の趣旨を踏まえ、見直し等を検討してまいりたいと考えます。

2 要望②

当該制度について市民への更なる周知徹底を図ること

市ホームページ等を活用して、当該制度を広く市民の皆様に周知徹底を図ることで、「三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例」に掲げる目的を達成し、「共に生き、互いを尊重し、応援し合える社会」を実現できるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。